

令和4年度 遠野市奨学生 追加募集要項

遠野市では、令和4年度遠野市奨学生の追加募集を行います。

これまで奨学資金の貸与を必要としていなかった在学中の方であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、家計の状況が急変したことによる応募もできます。

遠野市の奨学資金貸与制度は、教育の機会均等の精神に基づき、向学心が高い優秀な学生であって、経済的事由により修学が困難な方に対し、無利子で学資の貸与を行い、有能な人材を育成することを目的としています。

1 応募資格

遠野市に住所を有する方の子弟で、高等学校、大学等(短期大学、専門学校等を含む。)に在学する優秀な学生であって、かつ、経済的事由により修学が困難と認められる方
(今年度の新入学生以外であっても応募することができます)

2 募集期間

令和4年5月9日(月)から令和5年1月6日(金)まで (令和5年1月6日必着)

3 貸与月額

大学生等(短期大学の学生、専門学校生等を含む。)	40,000円
高校生	15,000円

4 貸与期間

申請月から正規の修学期間

例：4年制大学の現1年生が令和4年5月に申請する場合、
貸与期間は最大3年11ヶ月となります。



5 貸与予定人数

大学生等 9人 高校生 2人

6 申請の手続

次の書類を、遠野市教育委員会事務局に提出してください(郵送可、FAXは不可)。

① 奨学金貸与申請書(様式第1号)

… 連帯保証人及び保証人の連署が必要です。

② 奨学生推薦調書(様式第2号)

… 在学している学校に記入していただけてください。

なお、過去2年間分の成績を記載する必要があります。前在席校から成績証明書を取り寄せる必要がある場合もありますので、忘れずに用意をしてください。

③ 同居する全員分の所得証明書

… 所得証明書の交付に当たっては、「所得証明書」及び「納税証明等交付請求書」にあらかじめ必要事項を記入の上、総務企画部税務課（遠野市役所とぴあ庁舎）又は宮守総合支所で交付を受けてください。交付手数料は、証明書1枚につき300円です。

※ 各申請書類の様式は、令和4年2月1日から市HPにも掲載しています。

（HP⇒子育て・教育 ⇒ 学校・就学 ⇒ 令和4年度遠野市奨学生を追加募集します。）

7 貸与者の決定及び結果の通知

申請があった都度遠野市奨学生選考委員会において候補者を選考したのち、遠野市教育委員会において貸与の可否を決定し、その結果を申請者本人及び推薦校に通知します。

8 奨学資金の返還

奨学資金の貸与期間が満了した後、15年以内に返還していただきます。なお、返還にあたっての利子はありません。

なお、遠野市では一定の要件を満たしている方を対象に、奨学金の返還に要する費用の半額を補助する制度を設けています（制度概要は下部に記載しています。）。

9 追加募集に係る申込み・問合せ先

〒028-0515 遠野市東館町8番12号（遠野市役所東館庁舎2階）

遠野市教育委員会事務局 TEL 0198-62-4412（内線 281）

受付時間 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【遠野市奨学金返還支援補助金の概要】

1 補助対象者

次の①～④までの全ての要件を満たす方が対象となります。

- ① 遠野市に住所がある40歳未満の方
- ② 遠野市奨学資金や日本学生支援機構から奨学金の貸与を受け、遅延なく返還している方
- ③ 市税等を滞納していない方
- ④ 遠野市内の事業所等に就業（雇用期間の定めがない雇用）した方（公務員を除く）

2 補助金の交付額

月12,000円を上限に返還額の1/2（千円未満切り捨て）

3 補助金の手続き

補助金の交付を受けるためには、次の手続きを行う必要があります。

- ① 遠野市内の事業所等に就業した年の12月までに、補助金の交付承認を受ける
- ② 1月から12月までに返還した額に応じて申請し、交付決定を受ける
- ③ 翌年2月末までに交付決定を受けた額を請求する

補助制度については、市産業部商工労働課（TEL0198-62-2111）へお問い合わせください。なお、制度詳細は遠野市ホームページにも掲載しています。



遠野市公式HP